

総会議事録（第1回）

1 開催日時 令和6年4月25日（木）14時00分～16時00分

2 開催場所 第8会議室

3 出席委員（37名）

○農業委員（19名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳	2番 城山 正巳	3番 原口かよ子	4番 山口 明美
5番 田川 康浩	6番 渡邊 重徳	7番 一瀬 晃	8番 福田 文夫
9番 川副 博司	10番 朝長 洋市	11番 田添 利弘	12番 高見 健
13番 渡邊 和秋	14番 富岡 勝真	16番 山田 武人	17番 岩崎 義秀
18番 児玉 賢治	19番 梶原 茂		

○農地利用最適化推進委員（18名）

1番 岩崎 照美	3番 小野 重幸	4番 小川 國治	5番 笠寺 幸雄
6番 富浦 春男	7番 林 敏弘	8番 藤本 雅彦	9番 山浦 弘之
10番 山上 傳	11番 井本 忠之	12番 井川 春彦	13番 久保 和幸
14番 瀬戸口裕子	15番 森 良広	16番 野田 善則	17番 山本 治義
18番 小川 良一	19番 山口 周次		

4 欠席委員

○農業委員（0名）

○農地利用最適化推進委員（1名）

2番 松尾 慎二

5 議 題 報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
報告第2号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件

第5号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件

第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件

第7号議案 令和6年度最適化活動の目標の設定等の件

6 理 事 者 農林水産振興課農業経営室長 宝蔵寺 和彦

農林水産振興課課長補佐 櫻田 俊紀

農林水産振興課農地保全グループ係長 尾上 典史

農林水産振興課農業経営グループ係長 高橋 忠裕

農林水産整備課長 山本 雅喜

7 事務局 局長 長石 弘顕
課長補佐 前田 哲弘
職員 下條 秀政 中野 孝亮 梶原 良太 小林 益夫

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和6年度第1回農業委員会定例総会」を開会いたします。
それでは、総会の開会にあたり、川本康代農業委員会会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

3 令和6年度農林関係予算の概要について

○事務局長

ここで審議に入ります前に、4月1日付けで農林水産関係職員の人事異動があつておりますので、ご紹介します。

＜産業振興部農林水産関係異動職員の紹介＞

○事務局長

ご挨拶ありがとうございました。

続きまして、令和6年度農林関連予算の概要について、各担当からご説明をお願いいたします。

○農業経営室長、農林水産整備課長

＜令和6年度農林関連予算の概要説明＞

○事務局長

ご説明ありがとうございました。

＜質疑応答＞

○事務局長

ここで、農林水産関係職員は退出されます。ありがとうございました。

＜農林水産関係職員退室＞

4 事務局異動職員の紹介

○事務局長

続きまして、4月の人事異動で、事務局の職員にも異動がありましたので、新任職員を紹介いたします。

＜事務局異動職員の紹介＞

5 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

本日の欠席委員は、2番松尾慎二推進委員から欠席の届けがあります。出席委員は、定足数に達しております。

6 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、1番浅井和巳農業委員、19番梶原茂農業委員にお願いします。

7 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

1ページ。報告第1号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

1番鈴田、小川内町の農地、地目畑、面積605㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方合意によるものです。

9ページの促進計画2番と関連するものです。

2番萱瀬、原町の農地、地目田、面積2,413㎡です。賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

○議長

それでは、報告第1号について、ご意見等ありませんか。

＜なし＞

○議長

報告第1号を終わります。

次に、報告第2号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番竹松、鬼橋町の農地、地目畑、面積1,906㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、5ページの5条8番に関連するものです。

○議長

報告第2号について、ご意見等ありませんか。

〈なし〉

○議長

報告第2号を終わります。

次に、議案集2ページに戻ります。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、大里町の農地、地目畑、面積168㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、自家消費農業の規模拡大のため譲受人所有農地に隣接する農地を贈与により譲り受けるものです。取得後の畑は、普通野菜を計画をされています。

場所は、スライドのとおりです。農振内農用地外の農地です。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

姉の農地で、すでに一緒に農業をされています。15年前から退職と同時に農業を始められ、竹藪で荒れていた所を綺麗に畑に戻されています。以上、問題がないと思います。よろしくお願いします。

○議長

1番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。

〈なし〉

○議長

それでは、お諮りします。

1番鈴田について、ご異議はありませんか。

〈異議なし〉

○議長

ご異議がありませんので、1番鈴田は許可することとします。

続いて、2番鈴田を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番鈴田、平町の農地、地目田、面積1,514㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、隣地で営農しており規模拡大のため農地を売買により譲り受けるものです。取得後は、水稻を計画しています。

場所は、スライドのとおりです。農用地内の農地です。

○議長

それでは、2番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ここは今説明があったとおり農振地内になります。新幹線がこの農地を横ぎったために、ちょっと形が変な形になりました。鈴田の委員全員で何も問題ないかを見て参りました。審議の程どうぞよろしくお願いします。

○議長

2番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番鈴田は許可することとします。

続いて3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、向木場町の農地、地目畑、合計面積2,569㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、市外在住の譲受人が、譲渡人所有の空家及び隣接する農地を、就農のため売買で取得するものです。取得後は、普通野菜、果樹を計画しています。

場所は、スライドのとおりです。農振内農用地外の農地です。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ここの土地はずっと耕作しておられたんですが、2年ぐらい前から体調が悪くなられて、耕作放棄地になっています。それで現在、息子さんがどうしようかと迷っておられるときに、この土地を使いたいということでお話しがあっています。住まいの周辺で農業されるに当たり、周りに迷惑をかけるということはありません。以上です。

○議長

3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

〈なし〉

○議長

それでは、お諮りします。

3番大村について、ご異議はありませんか。

〈異議なし〉

○議長

ご異議がありませんので、3番大村は許可することとします。

続いて4番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番松原、野岳町の農地、地目畑、合計面積3,159㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、譲渡人所有の住宅及び隣接する農地を売買で取得するものです。取得後は、普通野菜を計画しています。

場所は、スライドのとおりです。農用地内の農地です。

○議長

それでは、4番について、松原地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

先週の日曜日に4人で確認に行ったのですが、畑が全部荒れてしまっています。譲受人は、松原地区で新規でされている方の夫だと思います。自宅とここの距離もほぼ2キロぐらいでした。向こうもしてこっちもできるのか、我々不安に思いながら帰ってきたのですが、現状荒れてしまっており、周りに対しては支障ないかと思います。以上です。皆さんのご審議をお願いいたします。

○議長

4番松原について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、4番松原は許可することとします。

次に、3ページ。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。

1番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、西部町の農地、地目畑、面積77㎡。申請者の所有する山林の併用地を含む全体面積は、91㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請人の自宅の土地が建築基準法上の道路に接道していないため、住宅の専用通路とするための計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は自然流下。隣接農地は、申請者の農地が東と西にあります。資金については、現状のまま利用するため資金は必要ありません。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、説明がありましたとおり、現状のまま地目の変更という形になります。今までは、農道という形で倉庫等の出入りに使われたみたいですが、何ら問題ないものと思っております。よろしくお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番三浦は、許可相当とします。

続いて、2 番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番三浦、日泊町の農地、地目畑、面積 4 4 7 m²。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が露天駐車場 10 台分を造成し、隣接する保育園に賃貸する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第 2 種農地です。

被害防除計画では、切土 0. 1 m から 0. 3 m、盛土なし、防護柵を設けるとしてあります。雨水排水は西側の道路側溝に放流。南側に隣接農地があります。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、2 番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

23 日に、地元委員と事務局と一緒に見てまいりました。ここは、前は畑として利用されていましたが、所有者が亡くなってからご家族が管理をされている。保育園の駐車場は離れた場所にあり、職員さんは 5 0 0 から 6 0 0 メートル下から歩いて来ているとの事である。今回、職員の駐車場としての利用計画ですが、現地は傾斜が少しあるので利用の問題がないのかと思われますが、特に周辺への影響もない場所で、そういう条件として使うのが一番よいのではと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

2 番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○委員

今、説明があったように傾斜が急であり、仕上げが砂利であり大雨ときに西側の側溝に流れきらずに溢れると予想される。側溝も小さく、溜め枡などを作って対応しないと下がすぐ県道である。そこが問題になると思われます。

○委員

昨日ちょうど、所有者の方からお電話いただいた。私たちが現地確認に行ったとき、見かけたが通院のため立ち会えなかったということである。お話を聞いたら、全体的に土を下の

方に持って行って極力平地に近い形にして、石垣が崩れてる部分も業者の方にちゃんとやってもらうようにしてるということを確認しております。

砂利の件ですが、ローラーで固めて流れないように精一杯しますということですので、その辺もよく検討していただけたらと思います。

○議長

それでは、お諮りします。

2番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番三浦は、許可相当とします。

次に、4ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目畑、面積370㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.4m、擁壁を設けるとしてあります。雨水は、西側の道路側溝へ放流、汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。平屋建4m程度で、周辺農地に被害がないとしています。隣接農地は、東と南に譲渡人所有の農地があります。

資金については、住宅融資の仮審査結果を確認しています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ここは市道より土地が40センチぐらい低くなります。そこを嵩上げて、雨水と下水道を左側の市道の方に流すようになっていきます。建物も平屋建てで、東側と南側に農地がありますが、譲渡人の土地であり何ら問題ないと判断しました。皆様の審議をよろしくお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番三浦は、許可相当とします。続いて、2 番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番大村、徳泉川内町の農地、地目田、面積 1, 034㎡。併用地である、広域農道の一部を含む全体面積は、1, 115.74㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地5区画、ゴミ集積所を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高1.7m、盛土最高1.1m、擁壁を設けるとしています。雨水は、南側の道路側溝へ放流、汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地が、東にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、2 番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

現在、周りも住宅ばかりになっており、何ら支障はないと思い見てまいりました。皆さんのご審議よろしくお願いします。

○議長

2 番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2 番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて、3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、武部町の農地、地目畑、面積548㎡。併用地である、譲受人所有の宅地、山林を含む全体面積は、1,098.6㎡。申請人は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地5区画、道路等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高1.0m、盛土最高1.0m、擁壁を設けるとしています。雨水は、東と北の道路側溝へ放流、汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、西と南側に農地があります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

現地は、事務局が説明のとおりです。周りは家庭菜園程度で傾斜地となっており、今は使われていません。周辺は住宅地になっている状況で、特に周りに影響を及ぼすことはありませんので問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて、4番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番大村、武部町の農地、地目畑、合計面積1,396㎡。併用地である、譲渡人所有の宅地を含む全体面積は、1,769.12㎡。申請人は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地7区画、道路等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高1.0m、盛土最高1.5m、擁壁を設けるとしています。雨水は、南側の市道側溝へ放流、汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、東と西及び北側に農地があります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

3番大村に隣接した土地で、譲渡人も同一です。周辺は、先ほど言いましたように耕作されてない農地であり、計画上も特に問題ないと思って見てまいりました。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

4番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

〈なし〉

○議長

それでは、お諮りします。

4番大村について、ご異議はありませんか。

〈異議なし〉

○議長

異議なしということで、4番大村は、許可相当とします。

続いて、5番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番西大村、古賀島町の農地、地目畑、合計面積5,264㎡。併用地である、里道及び市道の一部を含む全体面積は、5,353.41㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地19区画、道路、公園等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.3m、盛土最高0.7m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は計画地に新設する道路側溝から西側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、南側に譲渡人所有の農地があります。

資金については、融資証明書を確認しています。

なお、本件は、3,000㎡を超える開発であり、開発許可を要します。当該申請に際して、関係機関との事前協議を終えています。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

スライドのところ最初の方に戻ってください。このピンクの細い線のところは、他の畑を拡張、購入して4メートル道路にしたような状態になっています。そのピンクの宅地の下の2枚の圃場のところも少し道路として道を通すような形で今回の申請が出ています。特に、周りに圃場等がありますけども、譲渡人の圃場ということであり、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

○議長

5番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。

続いて、6番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番竹松、富の原2丁目の農地、地目畑と田、合計面積8,547㎡。申請人は記載のとおりです。契約は売買と賃貸借権です。

本件は、譲受人が事業拡大のため、現在所有の駐車場に倉庫を建設するため、不足する97台分のトラックの露天駐車場を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.5m、境界ブロック、土留め工事を施すとしています。雨水排水は、北側の市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地が南側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

月曜日に竹松地区4人の委員で、現地の確認をしております。場所は先ほどご説明があったとおりです。今回の計画では、現況、道路よりも若干低くなっておりますので、50センチ程度の盛土をする。周りはすべて擁壁で、農地と分断をするような形で、擁壁の内側に申請地内の雨水を排水する水路を作って道路側溝に流し込むという計画です。

隣接する農地が南側と東側に残るような形になりますが、その部分についても農地内の排水は側溝を作って排水をするということであり、4人を見た中では問題はないという結論に至っています。よろしくお願いします。

○議長

6番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とします。

続いて5ページ、7番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番竹松、竹松町の農地、地目田、合計面積3,283㎡。実測面積3,283.60㎡です。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地13区画、通路等を造成する計画です。開発協議の条件から2期の造成計画となっています。1期目が許可後から9月30日まで。完了後、来年5月30

日まで2期目とされています。計画地西側の水路は廃止し、道路側溝を新設し農道へ移管する手続きを進めています。地元水利組合から同意を得られています。

スライドをご覧ください。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高1.55m。雨水排水は、新設道路側溝から用水路への放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありませんが、周辺には水田があります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

この農地は、全面、連結水路で囲まれています。東側に大きな水路があって、南から西に向かって、田に水を引く水路という形です。今説明のとおり、水利組合の許可を得るということでもいいかと思います。他に田がありますけれど、東側も北側も、そこから水が行くようにはなっていない。この開発については、水については、何ら問題はないかと思います。よろしくお願いします。

○議長

7番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

〈なし〉

○議長

それでは、お諮りします。

7番竹松について、ご異議はありませんか。

〈異議なし〉

○議長

異議なしということで、7番竹松は、許可相当とします。

続いて、8番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番竹松、鬼橋町の農地、地目田、合計面積3,972㎡。併用地の里道をを含む全体面積は、4,087㎡です。申請人は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地15区画、道路等を整備する計画です。

場所は、スライドのとおりです。

地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高1.2m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内道路に雨水路を設け、西側市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。隣接農地が、北側にあります。建築物は、敷地境界から1mを緩衝地を設けるとしてあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局から説明されたとおりです。この図面から言うと、左側道路というのは新幹線の側道でその横になります。その下の宅地は、昨年まで畑であったが、転用があり宅地造成が続いております。今回もそのすぐ横で、3軒の農家の畑です。水路とは全然関係ない。

それと上の畑は、譲渡人の農地です。それについても何ら作物の生育に問題ないと考えております。

それと、今回竹松4件ほど転用申請出ておりますけれども、これも含めて境界のポールが一切立っておりませんでした。申請代理人、申請者のミスじゃないかと思っております。実際ポールを立てないと、我々を見る必要もなかった。

事務局から徹底指導をしてもらわないと、確認不可能ということになりますのでよろしくお願いします。以上です。

○議長

場所の確認は大事なことであるため、必ず申請者への指導をよろしくお願いいたします。

○事務局

ご指摘、重々わかっております。私も2年の間現地確認を続けて参りましたが、立てられているのは大体半分以下という感覚です。そういうところで、毎月担当職員から申請に対して、立てるようにと指導しておりますが、それに応じていただけない状況ですので、来月からはですね、文書をもって、徹底を図りたいと思います。

その中には、「ポールがない場合は保留となる場合があります。また、確認に際してポールがない場合は現地での説明を求める場合があります。」こういった書面は、随分前には申請代理人に渡していたのですが、改めてですね、申請代理人や行政書士会あたりを通じて、徹底を図るようにしていきたいと思います。大変ご迷惑おかけしました。

○議長

よろしくお願いします。8番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし。>

○議長

それでは、お諮りします。

8番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番竹松は、許可相当とします。

続いて、9番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

9番竹松、大川田町の農地、地目畑、面積660㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、賃借権の設定です。

本件は、譲受人である法人が運営する施設のグラウンドとして利用する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水は、自然流下。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接する農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、9番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

スライドのとおり、左側が賃貸される方の自宅で右側が法人の建物です。隣接する農地はございません。特に問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

9番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

9番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番竹松は、許可相当とします。

続いて、10番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番福重、今富町の農地、地目畑、面積1,943㎡。譲受人が所有する併用地の宅地を含む全体面積は、2,404.20㎡です。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が短期入所生活介護施設を建築するものです。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土最高1.2m、盛土最高4m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、計画地西側に水路を新設し、既存の西側道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が南西側にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、10番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局から説明があったとおりです。南側に農地ということですが、ビワの木と夏みかんがある程度で野菜等は作っておられません。日光等にも支障はないというふうに見てまいりました。近く農家の方は、前もって説明があったということですので、何ら問題はないと判断をしています。皆さん、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

10番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

〈なし〉

○議長

それでは、お諮りします。

10番福重について、ご異議はありませんか。

〈異議なし〉

○議長

異議なしということで、10番福重は、許可相当とします。

次に、7ページ。第4号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番萱瀬、宮代町の農地、地目畑、面積4,038㎡、申出人及び利用者は、記載のとおり

りです。申出によると、申請地は、自然荒廃により、山林化している状況です。
場所は、スライドのとおりです。農振内農用地の農地です。

○議長

それでは、1 番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ただいま説明ありましたけれども、広い道路のすぐ脇で、結構急峻になっています。奥ま
っており、細長く平らなところがそう多くないという状況で、見ての通り山林化してるのも
事実です。先だって5 人の委員で、仕方がないかなということで見てまいりました。ご審議
よろしくお願いします。

○議長

1 番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番萱瀬は、非農地と判断し、これを通知することとします。
続いて、2 番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番萱瀬、黒木町の農地、地目田、各面積は記載のとおりです。申出人及び利用者は、記
載のとおりです。申出によると、申請地は、自然荒廃により、山林化している状況です。
場所は、スライドのとおりです。

○議長

それでは、2 番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

先日、農業委員と推進委員の方で現地の調査確認をしました。この申請地は点在した土地
になっております。写真のとおり、山林で申請された非農地ですけれども、水田ではありません
でした。現状については、道路からの雨水の流れによる崩壊された後を確認はしました。

ただ、花木等、梅とか、家庭菜園程度ぐらいなんですけれども、こちら苗とかが確認をさ
れまして、本人に尋ねましたが、夏に1 回調査をしたときには、もうクヌギとか生えて山林
化してたんですけれども、その後伐採をしたということでこのような写真の状態になっており
ます。それで、農地ではないという判断も難しいということでありました。

この上からの地番2 つについては、崩壊した法面がありまして農地にならないと判断をさ
れます。

ただし、その他については先ほども言いましたが畑地そういう状況ではあります。ですから、全部が非農地ということは判断できないというのが委員の見解です。ちょっと、難しいと思いますけども、ご審議の方お願いします。

○議長

農地では無い、農地として残す、もう一度番地の確認をお願いします。

○委員

3筆は、畑地というか農地として残すべきもので、後の2筆については原野そういう状況です。

○議長

では、非農地と判断するものは、5筆中2筆。後はまだ農地としてまた使えるということです。それでは、現地確認の結果、一部まだ山林と判断できない農地があるため2筆を非農地と判断することとします。

夏に現地確認の時に荒廃していたもの5筆、その後、管理されたのが3筆で、本人さんと地元の農業委員、推進委員とも一応話がされているってことです。

よって、今回、2筆を非農地とするっていうことにいたします。これで皆さん、何かご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

○議長

それでは、2筆を非農地と判断し、これを通知することとします。

続いて、3番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番萱瀬、中岳町の農地、地目田、36㎡。申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によると、申請地は、自然荒廃により、山林化している状況です。

場所は、スライドのとおりです。

○議長

それでは、3番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

日曜日に5名で現地に行ってきました。スライドの写真を出してください。道路の近くなのですが、山となっています。皆様のご審議よろしくお願いします。

○議長

3番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番萱瀬は、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、8ページ。第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、9から10ページまでの、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案及び第6号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案の借入申込者及び第6号議案の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と促進計画の借入申込者が参照しやすいように、本日資料1を配布していますので、議案と併せてご覧ください。

資料1の1番は、第5号議案の1番鈴田、第6号議案の1番鈴田です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、ミカン栽培を計画しています。

資料1の2番は、集積済の農地で、第6号議案の2番鈴田です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、ミカン栽培を計画しています。

資料1の3番と4番は、集積済の農地で、第6号議案の3番萱瀬です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、先月の最適化会議で報告した、新規認定就農者の夫婦で夫は35歳です。イチゴ栽培を計画しています。

資料1の5番から7番までは、第5号議案の2番竹松、第6号議案の4番と5番竹松です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、水稻を計画しています。

資料1の8番から12番までは、第5号議案の3番福重、第6号議案の6番福重です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、水稻を計画しています。

資料1の13番から15番までは、集積済の農地で、第6号議案の7番福重です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、先月の最適化会議で報告した、新規認定就農者の43歳です。施設園芸キュウリ栽培を計画しています。

資料1の16番から17番までは、第5号議案の4番福重、第6号議案の8番福重です。利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、水稻を計画しています。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第5号議案及び第6号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。
<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第5号議案及び第6号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案は承認することとし、第6号議案については、計画のとおり要請することとします。

ここで、10分間休憩します。15時45分に再開します。

休憩 15:35

再開 15:45

○議長

再開します。

本日の追加議案の「令和6年度最適化活動の目標設定等」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、追加議案の第7号議案、令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明をいたします。本件は、農業委員会等に関する法律第6条で定められた農業委員会の法律法令活動につきまして、農林水産省通知の農業委員会の適正な事務指針に基づきまして、目標を設定するものとなります。

なお、この総会で承認をいただいた後に、長崎県の方に報告をするとともに、今月の4月末までに市のホームページで公表することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

ます。

それでは、1 ページをお願いいたします。まず、ローマ数字Ⅰの農業委員会の状況の1 農業委員会の現在の体制については、現行の農業委員会の体制を記載しております。続きまして2 農家・農地等の概要につきましては、直近の農林業センサス2020の数字と農業委員会事務局と農林水産振興課がまとめた数字をそれぞれ記載をしております。

それでは次のページをお願いいたします。ローマ数字Ⅱの最適化活動の目的、1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積になります。①は、現状の課題について記載をしております。次の②の目標につきましては、国のガイドラインに基づいて設定することとなっておりますので、県が定めた目標によって今年度の集積面積を設定しています。まず、農地の集積の目標年度と集積率になります。県が掲げる目標のとおり、令和12年度に82%ということとなります。今年度の新規集積面積につきましては、昨年度同様、大村の割り当てが13.9ヘクタールで農地面積は現在1,310ヘクタールとなっております。それから、今年度末の集積面積は①にあります。これまでの集積面積(B)っていうところで、687.7ヘクタールと今年度分の13.9ヘクタールを足して、701.6ヘクタールとしております。今年度末の集積率は計算しますと、53.6%ということになります。

続きまして(2) 遊休農地の解消になります。①は現状と課題について記載をしております。それから②の目標については、国のガイドラインに基づいて設定することとなっております。まず、ア既存遊休農地の解消ということで、a 緑区分の遊休農地の解消目標面積は45.9ヘクタールを5年間で解消していくということで5分の1の9.2ヘクタールということになります。それから、b 黄区分の遊休農地の解消につきましては、令和3年度、0.9ヘクタールとしておりましたけれども、令和4年度の利用状況調査の結果、解消へと移行をしまして、ゼロということとしております。続きまして、イ新規発生、遊休農地の解消につきましては、前年度に発生した緑区分の遊休農地は、国のガイドラインでは1年以内にすべてを解消することとなっておりますので、前年度発生分の88.1ヘクタールを解消するという目的になります。続きまして、次のページをご覧ください。(3) 新規参入の促進になります。①は、現状と課題について記載しております。②の目標は、これも国のガイドラインによると、新規参入への貸し付け等について、農地所有者の同意をえた上で公表する農地の面積というところについては、過去3年間の権利移動面積の平均。今回は23.6ヘクタールとなり、その1割以上となるようになりますので、23.6ヘクタールの1割2.4ヘクタールということとしています。

続きまして、2 最適化活動の活動目標になります。まず、委員さん1人当たりの最適化活動を行う日数についてですが、これは昨年と同様、月10日ということで、目標設定を予定しております。(2)の活動強化月間の設定目標について、これもガイドラインに基づいて、評価結果を3か月以上設定するというようになっておりますので、設定回数を3回、10月と12月、それから2月ということで設定をしております。

まず10月の農地の集積につきましては、農業委員会の各取り組みに合わせて個別訪問を行い、農地相談カードによる意向把握を行うということで、昨年度同様、年金の取り組みに合わせて取り組むようにしています。また、12月にも農地の集積ということで、市と連携して、農地利用アンケートを行って経営意向等の調査を行うことと設定をさせていただいて

おります。それから、2月ですけれども、2月は遊休農地の解消ということでですね、利用意向調査の回収に合わせて、農地所有者へ意向把握を行うこととしております。

最後に（3）の、新規参入相談会の参加目標ということで、都道府県や市町村等が実施する新規参入相談会に委員さんが1名以上参加することとなっております。今年は5月18日に、長崎県農業法人就職・就農相談フェアというのが諫早市にある長崎県立農業大学校で開催をされます。去年は委員さん3名と事務局が参加したところです。今回も同様に、相談をしながら参加するという目標にしております。

以上で、7号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの事務局の説明について、質問や意見はありませんか。

〈なし〉

○議長

ご意見等がありませんので、本案件は長崎県へ報告するとともに、市ホームページにて公表することとします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。